

町有地売払い

令和3年度 一般競争入札のしおり

越前町役場監理課

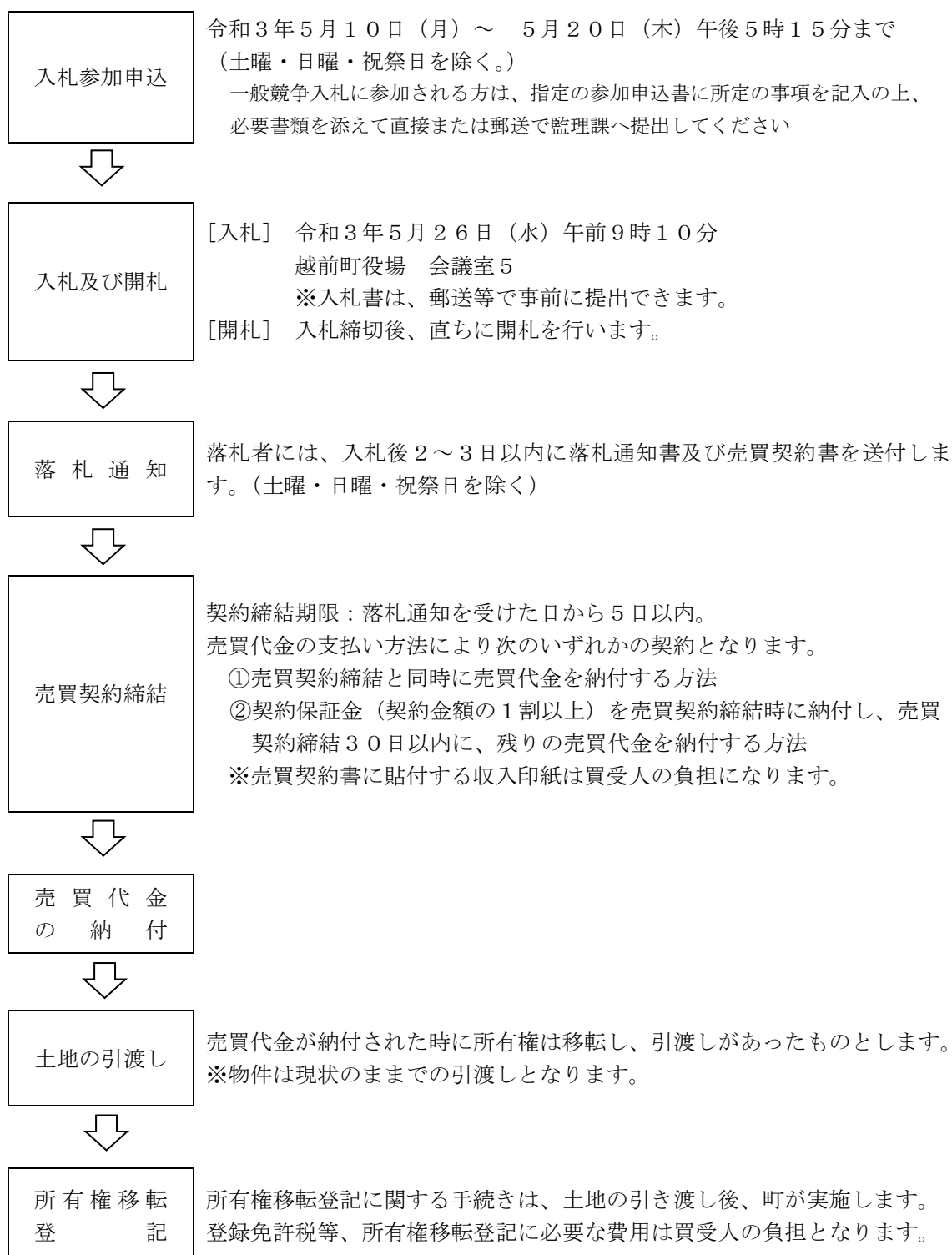
福井県丹生郡越前町西田中13-5-1

TEL: 0778-34-8719 (直通)

FAX: 0778-34-1236



一般競争入札による町有地売り払いの流れ（概要）



目 次

町有財産の一般競争入札実施要領	P 1
入札心得書	P 6
町有財産売買契約書（案）	P 9
一般競争入札参加申込書（様式1）「記載例」	P 15
資格誓約書（様式2）「記載例」	P 16
入札書（様式3）「記載例」	P 17
委任状（様式4）「記載例」	P 20
入札書提出用の封筒について	P 22
入札に必要な書類	P 23

町有財産の一般競争入札実施要領

1. 入札物件

物件番号	所在地番	地目	地積	予定価格
1	丹生郡越前町東内郡2丁目205番地	宅地	64.54 m ²	5,942,096 円
	丹生郡越前町東内郡2丁目206番地	宅地	378.90 m ²	
2	丹生郡越前町米ノ66字3番12	宅地	102.24 m ²	1,339,344 円

※地目、地積については、登記簿記載面積です。

※詳細については、別添の「物件調書」をお読み下さい。

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項及び地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4に該当しない者であり、越前町内に住所を有すること。また、法人においては越前町内に本社又は、営業所を有している業者に限る。
- (2) 以下のいずれかに該当する方は、一般競争入札に参加することができません。
- ア 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産者で復権を有しない者
- ウ 次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- エ 納税すべき税金を滞納している者
- オ 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者並びにこれらと密接な関係を有すると認められる者

3. 入札参加の申込み

入札の参加に当たっては、この一般競争入札のしおりを十分お読みのうえ、受付期間内に、下記書類を直接または郵送で監理課まで提出してください。FAX やメールでの申込みは受け付けません。

受付期間	令和3年5月10日（月）から令和3年5月20日（木） 午前8時30分から午後5時15分（土・日曜・祝祭日を除く。）
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・一般競争入札参加申込書（別添 様式1を使用してください。） 「記載例」P15を参照してください。・商業法人登記事項全部証明書（個人の場合は、住民票）・印鑑証明書（申込書に押印したもの。個人の場合は印鑑登録証明書）・国税、県税、町税の未納の無い旨の納税証明書・資格誓約書（別添 様式2を使用してください。） 「記載例」P16を参照してください。・宅地建物取引業の方は宅地建物取引業法3条に規定する免許の写し ※各種証明書は受付時において3ヶ月以内に発行されたもの。 ※提出いただいた書類は返却いたしません。

4. 入札及び開札の日時及び場所

入 札 日 時	場 所
令和3年5月26日（水）午前9時10分から	越前町役場 会議室5

※開札は、入札締切後、直ちに行います。

※受付は午前8時40分から越前町役場 監理課にて行います。受付と入札保証金の納付は入札開始10分前までに完了して下さい。

※入札開始時間直前は、混雑することが予想されますので、なるべく早めにお越しのうえ、受付等を終了されるようご協力をお願いします。

※入札開始時間に遅れますと入札に参加できませんので、ご注意下さい。

※郵送で入札参加申込書を提出される場合、入札日までに町の納入通知書により入札保証金を納入してください。入札に参加される方は、納入済の入札保証金領収書を監理課に提示してください。郵送による入札の場合は、納入済の入札保証金領収書の写しを入札前までに郵送してください。（入札書の封筒と分けてください）

5. 入札参加の持参品等

- (1) 入札書（別添 様式3を使用してください。）

「記載例」（P17～P19）を参照してください。

- (2) 入札書提出用封筒

所定の封筒はP22を参照してください。

- (3) 委任状（別添 様式4を使用してください。）

「記載例」（P20、P21）を参照してください。

※法人の代表権がない人や個人でやむを得ず代理人が入札に参加される場合、共有名義で代表者が入札に参加される場合には、委任状を提出してください。

- (4) 印鑑（印鑑証明書により証明された一般競争入札参加申込書に押印した印鑑）

※代理人により入札する場合は、本人の印鑑は必要ありませんが、代理人は委任状に押印した印鑑を持参してください。

- (5) 身分証明書

※入札参加者（代理人を含む。）は、運転免許証等、本人であることを確認できるものを持参してください。

- (6) 入札保証金

入札当日（入札開始前受付時）、入札金額の100分の5以上の入札保証金が必要です。

「入札心得書」P6、P7中、入札保証金、入札保証金の代用を参照してください。

- (7) 筆記用具（黒のボールペン又は万年筆）

6. 落札者の決定方法

開札の結果、町の予定価格以上の最高価格入札者をもって落札者とします。ただし、落札者となるべき同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない町職員にくじを引かせるものとします。

7. 入札に付する条件

- (1) 土地利用等の条件

落札者は、物件に建築物を構築する際は、越前町及び地元区長に書面での同意を得ること。有害物質を排出する建築物及びその他工作物は構築しないこと。

- (2) 用途制限

落札者は、町有財産売買契約締結日から5年間、売買物件を「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用並びに「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供することはできません。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者の一切の権利の設定若しくは所有権の移転をしてはなりません。

- (3) 実地調査

上記（１）（２）の履行状況を確認するため、越前町は必要があると認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、落札者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（４）違約金

上記（１）（２）（３）の条件に違反した場合には、町の定める金額（売買代金の１割）を違約金として町に支払わなければなりません。

８．契約の締結等

落札者には落札通知書を送付しますので、通知を受けた日から５日以内に契約を締結していただきます。なお、売買代金の支払いの方法は、次の手続きとなります。

（１）売買契約締結と同時に売買代金を納付する方法

ア 落札通知書とともに、契約書、納入通知書を送付します。

イ 通知を受けた日から５日以内（土・日曜・祝祭日を除く。）に納入通知書により越前町が指定する金融機関（郵便局を除く。）で売買代金全額（売買代金には、入札保証金を充当することができます。）を納付して下さい。

ウ 売買代金を納入した領収書、押印した契約書（１通のみ収入印紙貼付）及び登録免許税（収入印紙）を添えて、越前町役場監理課へお持ち下さい。

なお、期限までに契約を締結されない場合は無効となり、入札保証金は町に帰属し還付できませんのでご注意ください。

（２）売買契約締結から３０日以内に売買代金を納付する方法

ア 落札通知書とともに、契約書を送付します。

イ 通知を受けた日から５日以内（土・日曜・祝祭日を除く。）に押印した契約書（１通のみ収入印紙貼付）を越前町役場監理課へお持ち下さい。

ウ 売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の１００分の１０以上（契約保証金には、入札保証金を充当することができます。）を納付して下さい。

エ 売買契約締結の日から起算して３０日以内に納入通知書により越前町が指定する金融機関（郵便局を除く。）で売買代金全額（売買代金には、契約保証金を充当することができます。）を納入して下さい。（契約締結時に納入通知書をお渡しします。）

オ 売買代金を納入した領収書及び登録免許税（収入印紙）を添えて、越前町役場監理課へお持ち下さい。

なお、３０日以内に売買代金を支払わない場合には、契約保証金は町に帰属することになります。（注）売買代金の分割納付はできません。

（３）契約条項については、町有財産売買契約書（案）（Ｐ９～Ｐ１４）のとおりですのでご熟読ください。

9. 所有権の移転等

(1) 売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。

(2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、町が直接行います。

売買契約書（町保管のもの1通）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(注) 物件の引渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地を確認して下さい。

(参 考)

◎印紙税額

契約金額（売買代金）	収入印紙
1万円以上10万円以下	200円
10万円を超え 50万円以下のもの	400円
50万円を超え 100万円以下のもの	1千円
100万円を超え 500万円以下のもの	2千円
500万円を超え 1千万円以下のもの	1万円
1千万円を超え 5千万円以下のもの	2万円

◎登録免許税

不 動 産 の 価 格 × 1000分の20

(注) 不動産の価格は、固定資産税評価額です。

入札心得書

入札の方法（越前町財務規則第109条）

- 1 入札しようとする者は、入札書に会計管理者が交付する入札保証金の現金領収書又は有価証券受領書及び資格誓約書を添えて指定の場所、日時までに提出しなければなりません。
- 2 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければなりません。
代理人は二人以上の代理はできません。
- 3 共有名義で入札しようとする者は、入札書及び資格誓約書に共有名義者全員の住所、氏名（入札書には持分）を連記し、指定の場所、日時までに提出しなければなりません。
ただし、共有者の代表者しか入札することができないので、他の共有者の委任状を入札前に提出しなければなりません。
- 4 入札には二人以上共同して参加することはできません。
- 5 提出した入札書は、その事由を問わず、書換え、引換え又は撤回を認めません。

入札金額の記入方法

金額の記入は算用数字を使用して下さい。

入札の無効（越前町財務規則第110条）

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者又は資格のなくなった者のした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付していない者のした入札
- (3) 入札者又はその代理人がした二以上の入札
- (4) 二人以上の代理をした者のした入札
- (5) 入札者が連合した入札
- (6) 入札の際不正な行為をした者のした入札
- (7) 金額その他要点を確認することができない入札
- (8) 前各号に掲げるほかこの心得書、関係法令等（町財務規則を含む。）入札条件に違反した入札

入札保証金（越前町財務規則第103条）

- 1 入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の入札保証金を会計管理者に納付しなければなりません。
- 2 入札保証金は、落札者を除き開札終了後還付します。落札者の入札保証金は、契約締結時に還付します。
ただし、落札者が契約しないときは、その者の納付に係る入札保証金は、町に帰属することになります。

入札保証金の代用（越前町財務規則第184条、第185条）

- 1 入札保証金は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - (1) 国債、地方債
 - (2) 政府保証のある債券
 - (3) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手
- 2 前項の担保価値は、(1) 及び (2) については額面金額、(3) については券面金額とします。

開札及び再度入札（地方自治法施行令第167条の8）

- 1 開札は、入札者立会いのうえ入札締切後、直ちに行います。
ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない町職員を立ち合わせて行います。
- 2 開札の結果予定価格に達する入札のないときは、直ちに再度入札を行います。
ただし、再度入札をしてもなお予定価格に達しない場合は、入札を不調とします。

落札者の決定（地方自治法施行令第167条の9）

入札は、町の予定価格以上の最高の者をもって落札者とします。ただし、落札者となるべき同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない町職員にくじを引かせるものとします。

契約締結の時期（越前町財務規則第124条の2）

- 1 落札者を決定したときは、その旨落札者に通知します。
- 2 落札者は前項の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければなりません。
- 3 落札者は、前項の期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失います。

契約保証金（越前町財務規則第125条、第126条）

- 1 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を会計管理者に納付しなければなりません。
- 2 契約保証金は、契約代金納付時に還付します。
ただし、契約を履行しない場合は、その者の納付した契約保証金は町に帰属することになります。
- 3 入札保証金を契約保証金に充当することができます。
- 4 契約を締結する場合において代金が即納されるときは、契約保証金は免除されます。

その他

この入札心得書に記載のない事項については、関係法令及び越前町財務規則等町長の定めるところによります。

(参 考)

銀行振出小切手について

入札保証金、契約保証金は、現金のほか、銀行振出小切手でも支払うことができます。

- 1 銀行振出小切手で支払われる場合は、次の条件を備えている必要があります。
 - (1) 福井手形交換所に加入している金融機関の福井県内店舗が振出人となっている自己宛小切手（通称：保証小切手）であること。
 - (2) 金額は、過不足のない同額面であること。
 - (3) 持参人払いであること。

(注)「福井手形交換所」に参加している金融機関とは、福井県内に店舗が所在する銀行、信用金庫、農協等の金融機関です。

(見本)

ここが「福井」となっているもののみです。

<h1 style="margin: 0;">小 切 手</h1>		銀 行 渡 り
支払地 越前町 株式会社◎◎銀行○○支店	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">福井 ○○○ 0000-000</div>	
¥ 1 2 , 3 4 5 , 6 7 8 ※ 上記の金額をこの小切手と引き換えに 持参人 様へお支払い下さい。		
振出日 令和 年 月 日 振出地 越前町		
振出人 株式会社 ◎◎銀行○○支店 支店長 △△△△ 印		

【売買代金を即納する場合】

町有財産売買契約書(案)

売出人 越前町(以下「甲」という。)と買受人 【落札者】 (以下「乙」という。)
とは、次の条項により町有財産の売買契約を締結する。

(売買物件)

第1条 売買物件は、次のとおり。

所在地番	地目	地積

(売買代金)

第2条 売買代金は、金[*落札金額]円とする。

(代金の支払い)

第3条 乙は、売買代金を本契約締結と同時に甲に支払わなければならない。

2 前項の売買代金のうち、金[*入札保証金額]円は入札保証金より充当するものとする。

(所有権の移転)

第4条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第5条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に引渡しがあったものとする。

(売買物件の登記)

第6条 乙は、甲に売買代金領収書を提示して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合登録免許税及び登記に要する費用は、乙の負担とする。

(物件調査等)

第7条 売買物件に係る地質調査、地盤調査等の調査については、乙が自らの責任と負担において実施し、これによって必要となる地盤改良等の一切の費用は乙の負担とする。

(公租公課等)

第8条 売買物件に係る公租公課その他の費用については、第5条に定める売買物件の引渡し日の翌日以降の原因によるものは、乙が負担するものとする。

(危険負担)

第9条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本契約締結後、売買物品について契約の内容に適合しないものを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(土地利用等の条件)

第11条 乙は、売買物件に建築物を構築する際は、甲および地元区長に書面で同意を得

なければならない。

(公序良俗に反する使用等禁止)

第12条

乙は、町有財産売買契約締結日から5年間、売買物件を「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用並びに「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者の一切の権利の設定若しくは所有権の移転をしてはならない。

(実地調査)

第13条 甲は、第11条及び第12条の履行状況を確認するため、必要があると認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を乙に求めることができるものとし、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第14条 乙は、第11条及び第12条に定める義務に違反したときは、金[*売買代金の1割]円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第16条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用を返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価より減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第16条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第14条に定める違約金若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第20条 本契約の締結および履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第21条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和3年 月 日

売 払 人 住 所 丹生郡越前町西田中13-5-1
越 前 町
氏 名 越 前 町 長 青 柳 良 彦 ⑩

買 受 人 住 所
氏 名 ⑩

【契約時に契約保証金を納入し、30日以内に売買代金を支払う場合】

町有財産売買契約書(案)

売出人 越前町(以下「甲」という。)と買受人 【落札者】 (以下「乙」という。)
とは、次の条項により町有財産の売買契約を締結する。

(売買物件)

第1条 売買物件は、次のとおり。

所在地番	地目	地積

(売買代金)

第2条 売買代金は、金[*落札金額]円とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金[*契約金額の1割以上]円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金[*入札保証金額]円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を町に帰属させることができる。

(代金の支払い)

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた 金[*売買代金－契約保証金額]円を、甲の発行する納入通知書により[令和 年 月 日(契約締結日より30日以内)]までに甲に支払わなければならない。

(所有権の移転)

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第6条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に引渡しがあったものとする。

(売買物件の登記)

第7条 乙は、甲に売買代金領収書を提示して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合登録免許税及び登記に要する費用は、乙の負担とする。

(物件調査等)

第8条 売買物件に係る地質調査、地盤調査等の調査については、乙が自らの責任と負担において実施し、これによって必要となる地盤改良等の一切の費用は乙の負担とする。

(公租公課等)

第9条 売買物件に係る公租公課その他の費用については、第6条に定める売買物件の引渡し日の翌日以降の原因によるものは、乙が負担するものとする。

(危険負担)

第10条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、本契約締結後、売買物品について契約の内容に適合しないものを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(土地利用等の条件)

第12条 乙は、売買物件に建築物を構築する際は、甲および地元区長に書面で同意を得なければならない。

(公序良俗に反する使用等禁止)

第13条 乙は、町有財産売買契約締結日から5年間、売買物件を「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用並びに「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者の一切の権利の設定若しくは所有権の移転をしてはならない。

(実地調査)

第14条 甲は、第12条及び第13条の履行状況を確認するため、必要があると認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を乙に求めることができるものとし、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第15条 乙は、第12条及び第13条に定める義務に違反したときは、金[*売買代金の1割]円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第17条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用を返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第18条 乙は、甲が第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価より減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第15条に定める違約金若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結および履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第21条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和3年 月 日

売 払 人 住 所 丹生郡越前町西田中13-5-1
越 前 町
氏 名 越 前 町 長 青 柳 良 彦 ㊞

買 受 人 住 所
氏 名 ㊞

記載例

(様式1)

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

越前町長 青柳 良彦 様

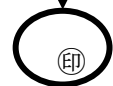
印鑑登録印(実印)

申込人 住所 ○○町○○第○号○番地○

氏名 ○ ○ ○ ○

(法人の場合は、法人名・代表者名を記入してください。)

電話番号 ○○ ○○○○



【共有名義の場合】

共有者 住所 ○○町○○第○号○番地○

氏名 ○ ○ ○ ○

(法人の場合は、法人名・代表者名を記入してください。)



令和 年 月 日付け公告のあった下記町有財産の売払いにかかる一般競争入札に参加したいので、入札心得、町有財産売払公示書、契約条項等を承諾のうえ、入札参加を申し込みます。

記

1. 入札参加物件

物件番号	物件種類	物件の所在地番	地積

2. 添付書類

【法人の場合】

履歴事項全部証明書、印鑑証明書、納税証明書、資格誓約書（様式2）

【個人の場合】

住民票、印鑑登録証明書、納税証明書、資格誓約書（様式2）

(様式2)

資 格 誓 約 書

令和 年 月 日

越前町長 青柳 良彦 様

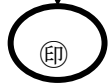
申込書に押印した実印

申込人 住 所 ○○町○○第○号○番地○

氏 名 ○ ○ ○ ○

(法人の場合は、法人名・代表者名を記入してください。)

電話番号 ○○ ○○○○



【共有名義の場合】

共有者 住 所 △△町△△第△号△番地△

氏 名 △ △ △ △

(法人の場合は、法人名・代表者名を記入してください。)



下記の各事項に該当しないものであることを誓約します。

記

- 1 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者
- 2 次の各号の一に該当し、二年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいてその公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 3 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者並びにこれらと密接な関係を有すると認められる者
- 4 越前町職員で当該売払財産に関する事務に従事する者

記載例：本人の場合

(様式3)

(本人・代理人用)

入 札 書

越 前 町 長 青 柳 良 彦 様

令和 年 月 日

申込書に押印した実印

入札者 住 所 ○○町○○第○号○番地○

氏 名 ○ ○ ○ ○

(法人の場合は、法人名・代表者名を記入してください。)



代理人 住 所

氏 名



(委任状に押印した印)

次のとおり越前町財務規則及び入札心得、町有財産売払公示書、契約条項など承諾のうえ関係書類を添えて入札します。

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
金	¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(金額の頭に¥を記入すること。)

内 訳

物件 番号	物件 種類	物件の所在地番	地 積

※ 代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印（代理人の印鑑）すること。

※ 代理人により入札する場合は、委任状を添付すること。

記載例：代理人の場合

(様式3)

(本人・代理人用)

入 札 書

越 前 町 長 青 柳 良 彦 様

令和 年 月 日

入札者 住 所 ○○町○○第○号○番地○

氏 名 ○ ○ ○ ○ ⑩

(法人の場合は、法人名・代表者名を記入してください。)

代理人 住 所 △△町△△第△号△番地△

氏 名 △ △ △ △ ⑩

(委任状に押印した印)

次のとおり越前町財務規則及び入札心得、町有財産売払公示書、契約条項など承諾のうえ関係書類を添えて入札します。

金		億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(金額の頭に¥を記入すること。)

内 訳

物件 番号	物件 種類	物件の所在地番	地 積

※ 代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印（代理人の印鑑）すること。

※ 代理人により入札する場合は、委任状を添付すること。

記載例：共有名義の場合

(様式3)

(共有名義用)

入 札 書

越前町長 青柳良彦 様

令和 年 月 日

入札者 住 所 ○○町○○第○号○番地○
氏 名 共有者 Aさん (持分○/○)



(委任状に押印した印)

住 所 △△町△△第△号△番地△
氏 名 共有者 Bさん (持分○/○)

代理人 住 所 ○○町○○第○号○番地○
氏 名 共有者 Aさん



(委任状に押印した印)

次のとおり越前町財務規則及び入札心得、町有財産売払公示書、契約条項など承諾のうえ関係書類を添えて入札します。

金		億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(金額の頭に¥を記入すること。)

内 訳

物件 番号	物件 種類	物件の所在地番	地 積

※ 代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印（代理人の印鑑）すること。

※ 代理人により入札する場合は、委任状を添付すること。

記載例：代理人の場合

(様式4)

委 任 状

令和 年 月 日

越前町長 青柳良彦様

申込書に押印した実印

入 札 者 住 所 ○○町○○第○号○番地○

氏 名 ○ ○ ○ ○



注) 法人の場合で、代表者以外が入札に参加する場合は、入札者欄に法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印のうえ、代理人欄に入札参加者氏名を記載すること。

(法人の場合は、法人名・代表者名を記入してください。)

私は、次の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和 年○○月○○日付け町有財産売払公告にかかる町有財産の一般競争入札に参加すること及びこれに付随する一切の権限

代 理 人 住 所 △△町△△第△号△番地△

氏 名 △ △ △ △



認印で可

記載例：共有名義の場合

(様式4)

委 任 状

越前町長 青柳良彦様

入札者 住所 △△町△△第△号△番地△
氏名 共有者 Bさん

申込書に押印した実印



注) 法人の場合で、代表者以外が入札に参加する場合は、入札者欄に法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印のうえ、代理人欄に入札参加者氏名を記載すること。

(法人の場合は、法人名・代表者名を記入してください。)

私は、次の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和 年〇〇月〇〇日付け町有財産売払公告にかかる町有財産の一般競争入札に参加すること及びこれに付随する一切の権限

令和 年 月 日

代理人 住所 〇〇町〇〇第〇号〇番地〇
氏名 共有者 Aさん



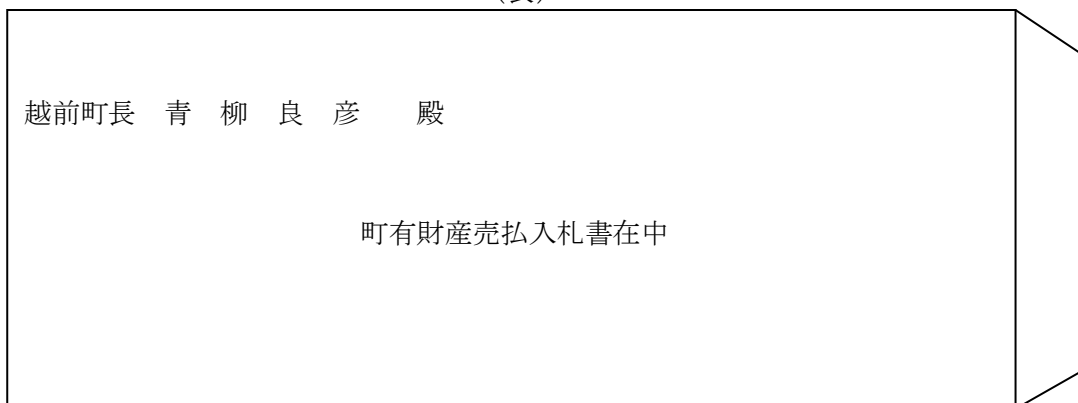
申込書に押印した実印

入札書提出用の封筒について

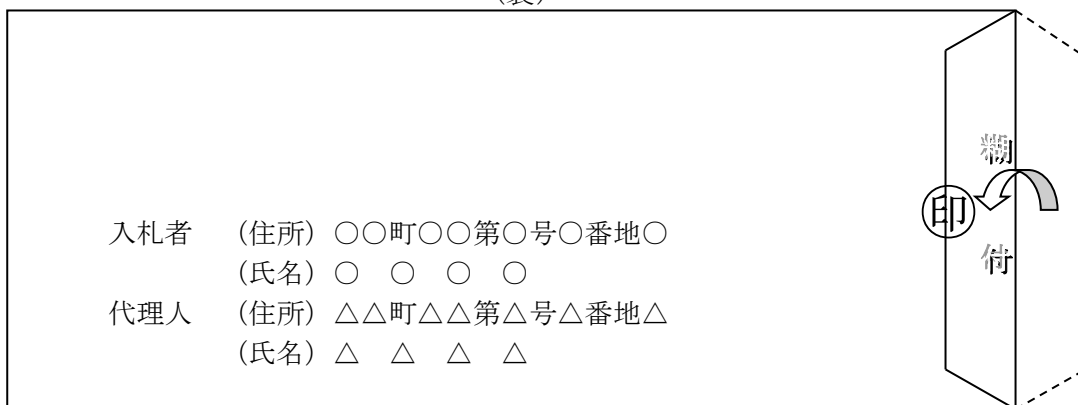
1. 入札書は、長形3号（120×235mm）以内の封筒に入れ、糊付封印し提出して下さい。
2. 封筒の表には、宛名（越前町長 青柳 良彦）及び町有財産売払入札書在中を記入して下さい。
3. 封筒の裏には、入札者及び代理人の住所、氏名を記入して下さい。
4. 封印の印鑑は、本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑を使用して下さい。

（見本）

（表）



（裏）



入札に必要な書類

入札者		入札書	委任状	資格誓約書
本人の場合	入札者の欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の住所 ・ " 氏名 ・ " 実印 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の住所 ・ " 氏名 ・ " 実印
代理人の場合	入札者の欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の住所 ・ " 氏名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の住所 ・ " 氏名 ・ " 実印 	/
	代理人の欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人の住所 ・ " 氏名 ・ 委任状に押印した印 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人の住所 " 氏名 " 印 	/
共有名義で入札し、そのうちの1人が代表者となる場合	入札者(代表者)の欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者の住所 ・ " 氏名 ・ " 持分 ・ 委任状に押印した印 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員の住所 ・ " 氏名 ・ " 実印
	入札者の欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者以外の全員の住所 ・ " 氏名 ・ " 持分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者以外の全員の住所 ・ " 氏名 ・ " 実印 	
	代理人の欄	<ul style="list-style-type: none"> 代表者の住所 " 氏名 委任状に押印した印 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者の住所 ・ " 氏名 ・ " 実印 	
共有名義で入札し、第三者が代理人となる場合	入札者の欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員の住所 ・ " 氏名 ・ " 持分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員の住所 ・ " 氏名 ・ " 実印 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員の住所 ・ " 氏名 ・ " 実印
	代理人の欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人の住所 ・ " 氏名 ・ 委任状に押印した印 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人の住所 ・ " 氏名 ・ " 印 	/